

「食を大切にする人々を育むまち」をめざして

「食」は、私たちが生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごすための基本になるものであり、欠くことができない大切なものです。

近年、社会情勢の変化、個人のライフスタイルや価値観の変化により、食に対する意識の多様化が進み、朝食の欠食、栄養の偏りによる食生活の乱れなど、様々な課題が存在しています。



市は、食育に関する施策を計画的に推進するため、平成23年3月に「八王子市食育推進計画」を策定し、乳幼児から高齢者まですべてのライフステージごとの取組みを掲げ、市民一人ひとりが望ましい食生活を送ることができるよう各施策を進めてまいりました。

これまでの取組みにより、「食育」という言葉の認知度や食に関する環境整備など一定の成果が得られる中で、子どもの野菜嫌いや成人の朝食の欠食などは、依然として課題となっております。

このような状況に対応し、さらに食育を推進するため、平成28年度から32年度までの5年間の計画期間とする「第2期八王子市食育推進計画」を策定いたしました。本計画では、第1期計画の将来像、基本目標、体系等を引き継ぐこととし、これまでの施策の徹底した取組みと、さらなる充実を図ることで将来像として定めた「食を大切にする人々を育むまち」の実現をめざすものです。

計画の推進には、市民、関係団体、事業者の皆様と連携・協力し一体となり取り組んでいくことが重要であり、今後も、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました「食育推進会議」の皆様、そして食育に関する意識調査並びに貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

八王子市長

たかゆき
石森考志

目次

第1章 計画の背景と基本的事項.....	1
1 食育とは.....	1
2 食育に関する国・都の取組み.....	1
3 第2期八王子市食育推進計画の位置づけ.....	3
4 計画策定の経緯.....	4
5 計画の期間.....	5
第2章 計画が目指す姿.....	7
1 将来像.....	7
2 基本目標.....	7
3 計画の推進にあたって.....	8
第3章 食をめぐる現状.....	11
1 八王子市の地域特性.....	11
2 八王子市民の食育・健康についての意識.....	15
第4章 食育をめぐる課題と計画の展開方法.....	29
1 八王子市食育推進計画の実績と評価.....	29
2 これまでの取組みから見る食育推進の課題.....	31
3 計画の展開方法.....	32
4 重点項目の設定.....	33
第5章 食育の取組み.....	35
1 計画の体系.....	35
2 食育活動の内容.....	37
第6章 計画の進捗管理と評価.....	45
1 進捗管理.....	45
2 評価.....	45
3 評価の時期.....	45
資料編.....	47
1 八王子市食育推進会議名簿・八王子市食育推進計画庁内検討会名簿.....	47
2 計画策定にかかる会議等の開催経緯.....	49
3 はちおうじ食育キャラクター「はっちくん」.....	50
コラム	
コラム1 八王子の郷土料理.....	12
コラム2 近くにあったら行ってみたいお店.....	23
コラム3 子どもが嫌いな野菜の品目上位3位.....	25
コラム4 八王子の食育を盛り上げるアイデア集.....	43

第1章 計画の背景と基本的事項



第1章 計画の背景と基本的事項

1 食育とは

食育基本法の前文では、『食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。』としています。

また、食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われること等が求められています。

2 食育に関する国・都の取組み

(1) 国の食育推進の取組み

■食育基本法（平成 17 年）

食育基本法では、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとして食育の推進が求められるとされている。（平成 27 年版食育白書）

■食育推進基本計画（平成 18 年度策定）の「食育の推進に関する施策についての基本的な方針」

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割



■第2次食育推進基本計画（平成23年度策定）の重点課題

第2次計画では、前計画の基本方針を踏襲しつつ、以下の3点を重点課題として掲げています。

- ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③ 家庭における共食¹を通じた子どもへの食育の推進

■第3次食育推進基本計画（平成27年度策定）の重点課題と視点

重点課題① 若い世代を中心とした食育の推進

重点課題② 多様な暮らしに対応した食育の推進

重点課題③ 健康寿命の延伸につながる食育の推進

重点課題④ 食の循環や環境を意識した食育の推進

重点課題⑤ 食文化の継承に向けた食育の推進

視 点 ① 子供から高齢者まで、生涯を通じた取組を推進

視 点 ② 国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなどが主体的かつ多様に連携・協働しながら食育の取組を推進

(2) 都の食育推進の取組み

■東京都食育推進計画（平成23年一部改正）の特徴

●ライフステージごとに食育の重点テーマを設定

ライフステージごと（乳幼児～小学生、小学生～中学生、高校生～大人）に獲得すべき能力を明確化し、施策を重点的に実施します。

●東京に集積する食のサービス、人材、情報を活用

都民の皆さんが身近な食のサービスを日々利用しながら、健康づくりに関する情報や食文化などさまざまな情報が得られるよう、都市の集積を活かして東京発の食育を力強く発信します。

●具体的な施策

- ① 家庭だけでは困難な子どもの食育を学校、地域で支える
- ② 食の生産現場との交流と体験の場をつくる
- ③ 食のサービス、人材、情報を活用した食育を推進

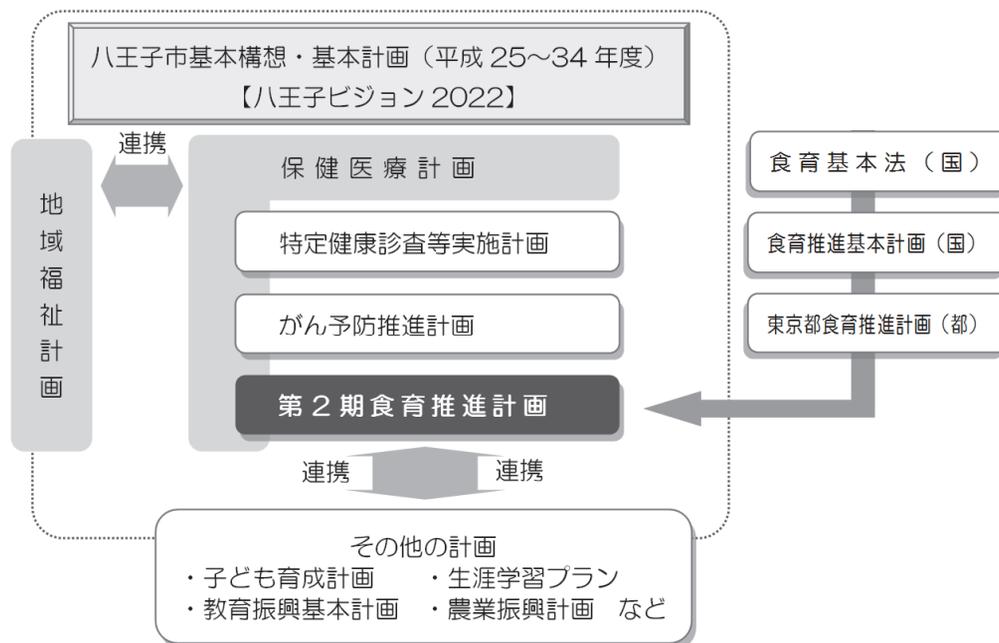
¹共食：誰かと一緒に食事をとること



3 第2期八王子市食育推進計画の位置づけ

第2期八王子市食育推進計画は、食育基本法（平成17年7月施行）及び食育推進基本計画（平成18年3月食育推進会議決定）に基づく市町村の食育推進計画として、平成23年に策定された「八王子市食育推進計画」の次期計画として策定しました。

「東京都食育推進計画」（平成18年9月策定）や市の総合的計画である「八王子市基本構想・基本計画（八王子ビジョン2022）」の趣旨に沿うとともに、「八王子市保健医療計画」に基づく計画として、各分野別計画との調整を図り、八王子市民の食育活動の推進に向けて、市の関連する計画と補完・連携し合うものとして位置づけています。



4 計画策定の経緯

本計画の策定にあたり、基礎調査として市民を対象とした市民意識調査、保育園・小学校・中学校・高等学校を対象とした子ども意識調査や関係団体へのヒアリング調査を実施しました。市民や児童・生徒の食育に対する意識や日頃の活動、生産者の食育に関わる現状や課題を把握し、市の食育推進のための課題の整理、取組みの方向性の検討を行いました。

また、学識経験者や専門家、各活動団体等、公募市民を含む「八王子市食育推進会議」及び「八王子市食育推進計画 庁内検討会・作業部会」を開催し、様々な立場からの意見を基に計画案の検討を重ねてきました。

(1) 八王子市食育推進会議

構成員	19名
開催回数	4回

(2) 八王子市食育推進計画 庁内検討会・作業部会

構成員	23名
開催回数	各3回

(3) 市民意識調査

調査対象	18歳以上の市民2,000名（住民基本台帳より無作為抽出）		
調査時期	平成27年6月5日～平成27年7月3日		
回収数	861件	回収率	43.0%

(4) 子ども意識調査

調査時期	平成27年6月24日～平成27年7月10日
------	-----------------------

調査対象		回収数
保育園	子安保育園、千人保育園、長房中央保育園、北野保育園、みなみ野保育園の4・5歳児の保護者	158件
小学校	東浅川小学校、みなみ野小学校の1～6年生各学年の2クラスの児童の保護者	569件
中学校	第四中学校、打越中学校の1～3年生各学年の2クラスの生徒全員	386件
高等学校	都立富士森高等学校の1～3年生各学年の3クラスの生徒全員	341件
合計		1,454件

(5) ヒアリング調査

調査対象	JA八王子
調査時期	平成28年1月22日
調査項目	①食育の取組み・活動に関する現状 ②食育の取組み・活動を行ううえでの課題 ③行政・市民との協働について ④今後の展望



5 計画の期間

国、都の食育に関する計画の期間を考慮し、本計画の期間を以下のとおり5か年と定めます。

